

(写)

令和4年4月19日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 日野 博愛

障害者総合支援法改正施行後3年の見直しに係る要望

私たちは、500余の障害者支援施設を拠点として、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」を基本理念とし、重度の身体障害がある施設利用者への支援と地域の障害者福祉の増進にむけた取り組みを推進しております。

障害者支援施設が障害者のニーズに沿って安全・安心な生活を保障していくため、標題のとおり障害者総合支援法改正施行後3年の見直しについて、以下7点を要望いたします。

記

1. 地域生活支援拠点等の整備は、5つの機能に加えて「災害時の受入れ・対応」「人権擁護」が必要と考えます。新たな機能として検討いただくとともに、障害者支援施設が有する資源を活用いただけるよう自治体への働きかけをしてください。
2. 医療的ケアが必要な障害者への支援体制は、医療的ケア児と比べると十分とはいえません。整合性を持った支援が提供できるよう支援体制の充実を図ってください。
3. 地域生活支援事業（市町村事業）である移動支援事業は、施設入所者が利用できない地域もあります。自治体間で差異が生じぬよう事業の趣旨を正しく周知してください。
4. 利用者の高齢化・障害の重度化により施設の機能や役割が拡大しているなかで、サービスの提供水準も高まっています。基本報酬と加算による評価内容を再整理いただくとともに、加算につながるサービスの質の評価にあたっては、障害独自の指標開発も視野に入れ、十分な検討が行われるよう働きかけをしてください。
5. 意思決定支援は、すべてのサービス提供の根幹にかかる取組です。ガイドラインの有効性を高める研究事業を充実するとともに、周知のための普及・啓発を強化してください。
6. 共生型サービスは、障害と介護の認定基準の違いから障害側の報酬が大幅に減額される事例が発生しています。安定的な事業運営が行えるよう対応を検討してください。
7. 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を一本化するとともに、加算額を増額したうえで対象職種、法人裁量を拡充し、すべての職員の処遇改善につながる仕組みとしてください。